

〔注〕平成18年3月から改正経過を注記した。

改正

昭和57年12月23日条例第26号
昭和59年3月30日条例第10号
昭和61年3月28日条例第9号
平成3年6月26日条例第15号
平成5年2月10日条例第1号
平成11年3月24日条例第9号
平成18年3月29日条例第10号
平成18年6月27日条例第18号
平成19年3月27日条例第5号
平成19年12月25日条例第37号
平成20年9月29日条例第19号
平成23年3月28日条例第4号
平成26年9月30日条例第24号

西尾市母子家庭等医療費の支給に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、母子家庭の母及び父子家庭の父並びにこれら家庭の児童の健康の保持増進を図るため、医療費の一部を支給し、もって福祉の向上に寄与することを目的とする。

(受給資格者)

第2条 この条例により、母子家庭等医療費の支給を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、本市の区域内に住所を有するものであって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者（次条において「被保険者等」という。）のうち次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律129号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する配偶者のない女子で18歳以下の者（18歳の者にあつては、18歳に達した日の属する年度の末日までを18歳以下の者とし、同日以後引き続いて小学校若しくは中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に在学する者を含む。以下「児童」という。）を現に扶養しているもの（以下「母子家庭の母」という。）
- (2) 法第6条第2項に規定する配偶者のない男子で児童を現に扶養しているもの（以下「父子家庭の父」という。）
- (3) 前2号に掲げる者に現に扶養されている児童
- (4) 法附則第3条第1項に規定する父母のない児童

(居住地特例)

第2条の2 国民健康保険法第116条の2第1項に規定する病院、診療所、施設又は住居（以下この条において「病院等」という。）に入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）をしたことにより、本市の区域外に住所を変更したと認められる被保険者等であつて前条各号のいずれかに該当する者については、前条の規定にかかわらず受給資格者とする。

2 病院等に入院等したことにより、本市の区域外から区域内に住所を変更したと認められる被保険者等であつて前条各号のいずれかに該当する者については、前条の規定にかかわらず受給資格者としな

(適用除外)

第3条 前2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としな

- (1) 母子家庭の母及び父子家庭の父（以下「母子家庭の母等」という。）で前年（1月から7月までの間にあつては前々年）の所得が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに母子家庭の母等が前年（1月から7月までの間にあつては前々年）の12月31日において生計を維持していた扶養親族等でない18歳未満の

者(母子家庭の母等が同日において生計を維持していた20歳未満の者で児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号。以下「政令」という。)別表第1に定める程度の障害の状態にあるものを含む。)の有無及び数に応じて政令第2条の4第2項に定める額以上であるもの並びにその者に現に扶養されている児童

- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療を受けることができる者及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)別表に定める程度の障害の状態にある65歳以上の者(その者が高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に該当する者として認定を受けるための申請を行う場合は、当該認定を受けるまでの間は除く。)
 - (3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者
 - (4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条による支援給付を受けている者
 - (5) 西尾市子ども医療費の支給に関する条例(昭和47年西尾市条例第37号)に規定する未就学児及び西尾市障害者医療費の支給に関する条例(昭和48年西尾市条例第2号)により医療費の支給を受けることができる者
 - (6) 法令の規定によりこの条例と同等な医療に関する給付を受けることができる者
- 2 前項第1号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当に係る所得の範囲及びその額の計算方法の例による。

(受給者証)

第4条 この条例による医療費の支給を受けようとする受給資格者は、あらかじめ、市長に申請し、規則の定めるところにより、この条例による医療費の支給を受ける資格を証する母子家庭等医療費受給者証(以下「受給者証」という。)の交付を受けなければならない。

- 2 受給者証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者(以下「医療機関等」という。)において医療を受けようとするときは、当該医療機関等に受給者証を提示しなければならない。

(母子家庭等医療費の支給)

第5条 市長は、受給者の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額と当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における給付の額との合計額(その者が国民健康保険法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関する同法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。)が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則に定める手続に従い、その者に対し、その満たない額に相当する額を母子家庭等医療費として支給する。

- 2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険法(大正11年法律第70号)の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。
- 3 市長は、受給者が医療機関等で医療を受けた場合には、第1項の規定により受給者に支給すべき額の限度において、受給者が当該医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該医療機関等に支払うことができる。
- 4 前項の規定による支払いがあったときは、受給者に対し、母子家庭等医療費の支給があったものとみなす。

(届出の義務)

第6条 受給者は、規則で定める事項について変更があったとき、受給資格を失ったとき、又は母子家庭等医療費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、その旨を速やかに、市長に届け出なければならない。

(損害賠償との調整)

第7条 市長は、受給者が医療費の支給に係る疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その額の限度において、母子家庭等医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した母子家庭等医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により母子家庭等医療費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の保護)

第9条 母子家庭等医療費の支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供することはできない。

(報告)

第10条 市長は、母子家庭等医療費の支給に関し必要があると認めるときは、受給資格の認定又は母子家庭等医療費の支給を受け、若しくは受けようとする者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和53年11月1日から施行する。
(一色町、吉良町及び幡豆町の編入に伴う経過措置)
- 2 一色町、吉良町及び幡豆町の編入の日（以下「編入日」という。）の前日までに、編入前の一色町母子家庭等医療費の支給に関する条例（昭和53年一色町条例第29号）、吉良町母子家庭等医療費の支給に関する条例（昭和53年吉良町条例第21号）又は幡豆町母子家庭等医療費の支給に関する条例（昭和53年幡豆町条例第23号）（以下これらを「編入前の条例」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりされたものとみなす。
- 3 編入日の前日までに、編入前の一色町、吉良町及び幡豆町の制度に基づいて受けた医療の取扱いについては、なお編入前の条例の例による。
(受給資格に関する経過措置)
- 4 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を受けている者は、第2条及び第2条の2の規定にかかわらず、受給資格者としなす。

附 則（昭和57年12月23日条例第26号）

この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月30日条例第10号）

この条例は、昭和59年8月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月28日条例第9号）

この条例は、昭和61年8月1日から施行する。

附 則（平成3年6月26日条例第15号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成3年8月1日から施行する。
(西尾市老人医療費の支給に関する条例の一部改正)
- 2 西尾市老人医療費の支給に関する条例（昭和57年西尾市条例第23号）の一部を次のように改正する。
第3条第1項第5号中「母子家庭医療費」を「母子家庭等医療費」に改める。

附 則（平成5年2月10日条例第1号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月24日条例第9号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月29日条例第10号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月27日条例第18号）

- 1 この条例は、平成18年8月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の際現に（中略）第3条による改正前の西尾市母子家庭等医療費の支給に関する条例（中略）に規定する受給資格者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項に規定する病院等に同項に規定する入院等をしたことにより本市の区域外から区域内に住所を変更したと認められるもののうち、当該区域外の住所地において（中略）第3条による改正後

の西尾市母子家庭等医療費の支給に関する条例（中略）の規定による医療費の支給と同等な支給を受けることができないものについては、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月27日条例第5号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月25日条例第37号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月29日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月28日条例第4号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月30日条例第24号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。